

第 45 回 芝富士地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

令和 7 年 3 月 4 日 (火) 18 時 30 分～20 時 35 分

(2) 場所

芝富士公民館 1 階ホール

(3) 出欠者 (会員数 6 名)

- ・会 員 : 5 名
- ・事務局 : 川口市 8 名
(株)首都圏総合計画研究所 3 名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 説明および意見交換
 - (1) 主要区画道路の状況報告
 - (2) 公園部会について
 - (3) 緑道について
 - (4) 整備計画の見直しの整理・確認
 - (5) 主要区画道路 2-2 号、5-2 号の狭あい道路整備のための測量
- 3) 閉会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 資料 : 説明および意見交換



▲当日の意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

事務局より、開会の挨拶。

2) 説明及び意見交換

事務局より「資料：説明および意見交換」について、資料に基づき説明。

以下のとおり意見交換を行った。

【主要区画道路の状況報告】

○：主要区画道路3号について、整備工事が一区間にとどまっているのはどうしてか。

→：他の区間は買収が終わっていないためである。

○：主要区画道路1号は、来年度整備工事を進めるのか。

→：主要区画道路1号は、買収の対象物件が2件ある内、1件買収済みである。現在更地となっている箇所は、所有者の施工のタイミングで縁石やU字側溝を入れて仮の舗装を始める予定である。日程調整中だが、4月中には進めたい。

○：買収済の区間の整備が済むと、買収の進んでいない箇所が目立ち、買収を進めやすいように思う。

【公園部会について】

○：遊具は設置しないのか。他の公園にみられるような、幼児向けの滑り台があるとよい。

→：滑り台やブランコを置くことは可能である。一方で、遊具を設置することで、他の設置物に割くスペースが小さくなってしまふことや、災害時のことなどを考慮して、スペースを有効活用したいという部会での意見があったため、遊具を設置しない方向でまとめている。

○：パーゴラやお山の位置であれば置くことができるように思う。

→：今いただいたご意見の他にも、意見募集により新たな意見が寄せられることが考えられるため、再検討が必要な場合は、再度公園部会の場を設けることも考えられる。

○：パーゴラとはどういうものか。

→：屋根板がなく、天井から雨が落ちるような形態のものである。蔭を這わせることも考えられるが、管理の問題がある。また、日陰になるものを設置したいが、あずまやだと建築物になってしまうため、建築基準法上、ごく小さい面積しか当公園に設置することができない。

○：子供からお年寄りまで親しみやすいという趣旨であれば、遊具は置かずにベンチの数を増やすことが望ましい。第二児童公園では、お年寄りが多く集まっているにも関わらず、ベンチが少ないことが問題になっているようだ。

○：ベンチの増設について公園課にお願いしたことがあるが、面積の要件から設置が難しいと言われたことがある。

○：当地区の公園にはトイレが少ない。芝富士1丁目公園、芝富士2丁目公園などある程度大きい公園であれば設置を検討してほしい。公園部会の中で時間の余裕があれば、既存の公園に関する要望をまとめてほしい。

○：地域の方だけでなく不特定の人が集まる場所であれば、トイレの設置が考えられるという話を聞いたことがある。

○：市内にも、最近できた住宅地の中の比較的広い公園であれば、トイレが設置されていることが見受けられる。

- ：トイレを設置する場合は、自治体が清掃している事例がある。
- ：管理の点から地区内の公園にトイレは作りたがらないだろう。意見があれば、市に直接伝えることが望ましい。
- ：当公園でトイレ、時計を設置することは難しいと、あらかじめ公園課から意見をもらっている。
- ：芝地区は敷地が小さいが、市も広い用地を積極的に取得するなど公園用地の確保に努めている。ただ、長期的に考えると、戸塚のように区画整理等で整備を進めてきた地区とは性質が異なるため、小さいという当地区の公園の特徴にあった整備方法を考えることが望ましい。

【緑道について】

- ：緑道のライトは予算があれば設置すると思う。特に、緑道入口に設置すれば緑道全体が真っ暗になることは避けられると思うので必要だと思う。ただし、あまりにも質がいいものを設置すると盗まれる危険性もあると思うが、費用対効果がいいものを設置すればよいと思う。
- ：実験箇所③の結果が悪かった理由について、日の当たり方なのか、機種による違いなのかなどを明確にして、設置するライトを選ぶことが望ましい。
- ：観察時に、人通りに関わらず長時間点灯していたことを確認した。何かに反応して点灯し続けてしまい、充電が無くなったことも考えられる。
- ：東側に設置するよりは西側に設置した方が、日当たりが良く効果があると思われる。
- ：すぐ近くを通り過ぎないと点灯しなかった。
- ：人感センサーは、周囲 10m 程度まで認識するものが望ましい。
- ：このライトにはどれくらいの予算がかけられるのか。河川課の許可が下りるのであれば、支柱を設置して固定してしまうことが望ましい。
- ：緑道に隣接しているご家庭にお願いしてライトを設置することができるとよい。実際にライトを設置する際には、今回の実験のような三角ポールではよくないと思う。
- ：今回の実験の結果、各家庭のライトの光が強いことがわかり、ライトを設置する効果が小さいのではないかと考えられる。
- ：私が観察した際も各家庭のライトの方が明るかった。
- ：様々な機器があるが、高価なものを設置する必要性を感じない上に、維持費がかかる。個人的には地面に固定してしまうことが確実だと思う。
- ：実験箇所②、③のあたりの駐車場から緑道に降りるための階段状のブロックは、誰のものか。緊急時に危険な障害物になり危ないと思うので、駐車場側に切り込んで段を作ることとはできないか。
- ：緑道は市の土地であり、駐車場側の私物と思われるブロックを置くことはできないため、このことは河川課にも共有しておくべき事項である。
- ：ライトの設置に関して、これからどのように検討を進めていくか。
- ：まずは緑道に明かりは必要なのかを明確にすることが望ましい。また、どの程度の予算があるかを明確にすることが望ましい。緑道のライトはないよりもあったほうがよいが、絶対になくってはならないものではないと思う。
- ：ライトの増設や予算の話へと展開していくことは考えていない。今回の実験によって緑道の安全性について様々なことが分かったため、今後の検討のきっかけとして整理していく。

【整備計画の見直しの整理・確認】

- ：「地区計画検討時の意見で理解が得られなかった」とあるが、これは何を指しているか。
緑道沿道の拡幅について検討していた時のことであるか。
- ：ご指摘のとおりである。当時、緑道沿道のセットバックに関して納得してもらえなかった経緯がある。
- ：雨水貯留浸透施設の整備に関して、記載の通り文言を置き換えるという意味か。
- ：ご指摘のとおりである。芝富士小学校は雨水貯留浸透施設ではなくなるが、将来公共施設への建替えが検討される際などに必要な整備を行えるように「公共施設の整備に伴って、雨水貯留浸透施設の整備を検討する」という趣旨を追加する方向性である。
- ：芝富士小学校は、地区の北側に位置し、上流側にあたるため、雨水貯留浸透施設には適していないと考える。芝園小学校の跡地が整備計画の区域内であれば、こうした文言は必要であると思うが、芝富士地区内で効果のあるような該当箇所があるのか疑問に思う。
- ：芝富士小学校の位置に雨水貯留浸透施設があっても、恩恵を受ける方は少ない。
- ：必要性について、いつでも検討できるようにこうした表記にしている。
- ：地区内で2箇所程道路が冠水したことがある。緑道に流れる方の排水が追い付かなくなるなど、流す先がいっぱいになるということがある。
- ：そうしたことの対策として、雨水貯留浸透施設の設置や建替えの際に建物の下に浸透施設を通すなどの方法が考えられる。
- ：芝園団地や蕨の北町公園で雨水貯留浸透施設が整備されている。
- ：当地区における雨水貯留浸透施設の意義は、当地区の雨水が全て堅川に流れているため、堅川の流量が多くなっているときに、逃げ場となる場所として機能するものであると認識している。そのため、地域でゲリラ豪雨によって冠水するのは別の話であると認識している。これまでシャルム蕨周辺や、芝富士一丁目・二丁目の境にある緑道で冠水したことがあるのは、勾配の関係で流れが悪くなり、滞留するのだと思う。
- ：各家庭の雨水浸透マスの容量を超えたり、堅川の流量が増え雨水を流せなくなること
でポンプの容量を超え、冠水するのではないか。
- ：当地区における冠水の原因がどこにあるのか、整理する必要もありそうだ。
- ：主要区画道路2号側は東京電力とN T Tの協同の電柱を使っているのか。その場合、個人的には無電柱化してほしいが、電柱を片側に寄せるだけでもしてほしい。また、次回の計画の見直しはいつ頃行うのか。川口市が住宅地の計画について調整できる余地はあるのか。
- ：主要区画道路2号側は東電とN T Tの協同である。また、市が主に注力しているのは緊急輸送道路の整備などを考えており、住宅地に関する計画はそれらの整備が進んだ後だと考えられる。

【主要区画道路2-2号、5-2号の狭あい道路整備のための測量調査について】

建築安全課より狭あい道路整備事業に関して説明。

- ：説明にあったような「支援策」とは、どういったものをイメージしているか。
- ：建築安全課の狭あい道路整備事業は、芝地区全体で狭あい道路の整備を進めていくうえで、拡幅のためにどのようなことが求められるのかを検討している段階にある。そのため、来年度は狭あい道路の沿道権利者に対してアンケートを実施し、狭あい道路整備事業の課題を整理する。この結果をもとに、重点路線の沿道の地権者の方に対する支援策を具体的に検討していく。

- ：他地区では、制度の運用方法の研究や補助金、助成金等の支援策を用意している地区もある当地区で求められる支援はどういうものか、これから検討していく。
- ：重点整備地区から重点地域に位置付けを変えるとあるが、どのような違いがあるのか。また、川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例とはどういったものか。これまで、寄附済みの後退済みの方と未後退の方でどのような違いがあるのか。後退済みの方に支援を行ったことがないのであれば、不公平だと感じる人が出てもおかしくないと思う。
- ：市の事業の中で重点地域を位置づけているが、なかなか整備が進んでいないところが現状である。そのため、重点路線を選び、整備が進まない原因を究明し整備の手法が確立すれば、それを市全体に広げていきたい。
- ：重点整備地区は密集事業による整備計画におけるもので、狭あい道路整備事業とは別である。
- ：整備計画で行っている主要区画道路の拡幅整備は、買収により拡幅していくものであるが、狭あい道路の拡幅整備事業は幅員 4mを目指す事業であるため、私有地である後退用地を、寄附により市の用地として取得していくという事業である。主要区画道路 2-2 号と 5-2 号をモデル路線として、寄附率が上がらない理由について探っていく。
- ：これまで寄附率が上がらない理由を探っていなかったということか。
- ：ご指摘のとおりである。
- ：主要区画道路 3 号は元々狭あい道路で幅員 8mを目指しており、南側が寄附で、北側が買収となっているが、これらと当事業は実際に何が違うのか。
- ：主要区画道路の整備にあたって 50 cm後退し寄附する場合も、同じ費用がかかると思うが、何が違うのか。
- ：市街地整備室が拡幅整備事業を行っている主要区画道路は、寄附後退側の測量や分筆も含めて市街地整備室が負担し、地権者の負担がないものである。そのため、道路工事に合わせてセットバックに協力していただけることも多い。
- ：主要区画道路 5-2 号は、整備計画で幅員を 6mに拡幅するとしている。その後、整備計画の見直しに関する議論の過程で、幅員 6mの拡幅の必要性が低下したと整理しているところである。主要区画道路 2-2 号、5-2 号は、元々密集事業による整備計画の中で計画されたものであるから、4mへの拡幅整備にあたって狭あい道路整備事業で行うということであれば、芝地区の整備計画から外すことになる。その場合、整備計画の見直しに関する審査が必要ではないか。このことは整備計画の根幹に関わることであり、協議会で話すべき話なのか疑問である。
- ：川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例とは何か。また、42 条 2 項と 43 条 2 項 2 号の違いは何か。
- ：建築基準法第 42 条 2 項は、建築基準法上の道路である一方、建築基準法第 43 条 2 項 2 号は建築基準法上の道路ではなく建替え時に許可が必要である。さらに詳しく述べると、当地区では昭和 31 年以前に建てられたことが明らかでない建築物については、その前面の狭あい道路は建築基準法第 43 条 2 項 2 号とされている。法上の違いはあるものの、道の実態として大きな違いはない。
- ：一度整備計画について整理することが望ましい。
- ：同じ計画の中で進められているのに、狭あい道路整備事業による整備になったことで負担が増えたような印象を与えてしまうことを危惧している。主要区画道路の幅員を 6mまで拡幅しないことはよいが、整備計画から外すことについては容認できない。整備計画自体を見直す時期に来ているのではないかと感じる。
- ：整備計画は今後変更する予定で現在検討中である。

○：整備計画の策定時には、重点整備地区を対象に説明会を行っている。整備計画を変えるということであれば、根拠を明らかにするべきである。

○：狭あい道路整備事業はパターン３とは異なる考え方ではないか。

３）閉会

・閉会前に、主要区画道路の所有者の意向に関して、会員より報告があった。

○：以前協議会員として参加されていた方より、後退幅 4.0mのところ、3.5mまでの後退は協力するが、建替え時まで 4 mへの後退に協力はできない旨のご意見を預かった。個別の案件をこの場で議論するべきではないと思うが、住民の方からのご要望として、この場で意見を共有してほしいということであったため、共有させていただく。

○：主要区画道路 4 号の進捗はどうなっているか。

→：買収が進んでいないため、今後も引き続き交渉を進めていく。

・市街地整備室は令和 7 年 9 月頃、第一本庁舎に移転する予定である。

・次回協議会は、令和 7 年 7 月から 8 月頃に開催予定である。

以上